

平成 26 年 2 月 4 日

各障害福祉サービス事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局  
障害福祉部障害者支援課長

## 同一世帯に複数の障害児（複数児童）がいる場合における 障害福祉サービスの請求方法の変更について

日ごろより本市の障害者福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、現在、障害者支援課に直接請求をいただいておりますが、下記のとおり請求方法を変更しますのでご留意ください。

### 記

#### 1 請求方法の変更（国保連請求へ変更）

	現行	変更後
請求方法	障害者支援課へ直接請求	国保連合会へ電子請求

※請求方法の変更対象サービスは、複数児童にかかる障害福祉サービス。

※移動支援・地域活動支援の請求方法については従前通り（変更なし）。

#### 2 具体的な請求方法

下記表のとおり国保連へデータを送信し、利用者負担上限管理結果票については国保連合会へ送信せずに、障害者支援課認定支払係に紙で提出する

##### 【複数児童にかかる請求方法】

事業所	国保連へ送信	障害者支援課へ提出
上限管理事業所	(電子データを送信) ・請求書明細書情報 ・実績記録票情報	上限額管理結果票を紙で提出 提出期限：毎月 15 日まで（土日祝日の場合は、直前の開庁日）
関係事業所 (その他の事業所)		なし

#### 3 変更時期

平成 26 年 4 月提供分の請求から変更

(平成 26 年 3 月提供分以前の月遅れ請求については、従前通り紙請求)

(問い合わせ先)

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1  
名古屋市健康福祉局障害者支援課認定支払係  
TEL 052-972-2602・2639